

北九州市農業委員会

第19回西部部会会議（令和6年度2月部会会議）議事録 1/2

1 日 時 令和7年2月12日(水)午後2時30分～午後2時45分

2 場 所 八幡西区役所折尾出張所 2階 会議室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 21名

農業委員 8名

大庭喜重	岩男徹	松浦和哉	竹内輝壽
山鹿茂紀	木原幹雄	山田泉	大庭美智子

農地利用最適化推進委員 13名

秋山誠	相良美一	大庭研次	小田勝
香山安孝	宮野誠司	千々和義孝	西孝義
酒井昭夫	太田義久	吉永繁治	森野幸則
浦邊光造			

4 事務局出席者

藤石 事務局長 池 永 次長 荒木 係長

5 議 事

(1)農地法関係

<議案>

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

<報告>

報告第76号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について 4件

報告第77号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 17件

報告第78号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について 2件

報告第79号 使用貸借権の解約について 1件

報告第80号 許可又は受理の取下願について 2件

報告第81号 非農地証明願について 1件

(2)一般議案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画策定に向けた各地区の現状・課題等に関する意見の決定について 1件

6 傍聴人 なし

部会長

ただ今より、第19回西部部会会議を開催いたします。

まず、出席委員の確認です。本日の出席委員は21名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。

今回の署名委員は私と、3番の岩男委員、14番の木原委員です。

よろしくお願いいたします。

本日の部会会議は、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略いたします。議案書は事前に皆様のお手元に送付され、内容はご確認いただいていることと思しますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認をお願いいたします。

では、はじめに1ページの議案第44号、「農地法第3条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案1件です。

この件について、第1査委員会ですら事前に審査をいたしましたので、その意見を岩男調査長より報告をお願いします。

調査長

議案第44号の3条許可申請について、ご報告いたします。

申請地については、譲受人が季節野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

ご意見はございませんか

(異議なし)

ご異議はないようですので、議案第44号、「農地法第3条規定による許可申請について」は、原案どおり許可することにします。

以上をもちまして本日の審議審査は終わりました。

そのほかで何かございませんか。

(意見なし)

他になければ農地法関係の議案審議を終わります。

部会長

続いて、一般議案の審議に移ります。

議案第 1 号、地域計画策定に向けた各地区の現状・課題等に関する意見聴取について事務局より説明をお願いします。

事務局次長

事務局からご説明いたします。

お手元の一般議案第 1 号をご覧ください。

このたび、北九州市が地域計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項に基づき、意見聴取を求められております。農業委員会では、この計画が適当か否か。

また、部会に提出された意見につきまして、市に回答いたします。

それでは計画の策定の経緯と、内容につきましては、西部農政事務所の担当者よりご説明いたします。

西部農政事務所農産係長

皆さんこんにちは。

西部農政事務所農産係長の田中です。

只今ご紹介がありました議案第 1 号につきましては、先月の 20 日に私どもの方から意見書について、回答をお願いしました。

中身について、私の方から説明をさせていただきたいと思っております。

地域計画の策定から実行までの流れにつきましては、お手元にお配りしております。

今回の依頼の内容につきましては、若松区外小竹地区に係る地域計画案について、関係機関への意見書意見聴取ということであります。

私からは、案の策定に至りました経緯でありますとか、提案の概要について説明をさせていただきます。

なお地域計画の意義や、各関係機関の役割等につきましては、農水省や全国農業会議が示しております計画策定マニュアルをご確認いただくか、農業委員会事務局の方にお尋ねいただければと思っておりますので、私からは経緯だけを説明いたします。

まず、経緯ですけれども、ちょっと話は遡りますが、従前、この地域計画の前にはですね、人・農地プランというのがございました。

このプランではですね、八幡西区の唐熊地区で実質化されたりとか、若松区の蜷住地区で実質化の手前まで行ったんですけれども、他の地区におきましては、地域の将来を考える協議の場の設定というのが余りにも難しいということを、我々行政マンとしては痛感しておりました。

令和 4 年度に、農業経営基盤強化促進法が改正されまして、同年施行・策定されました北九州市農林水産業振興計画というものを、以前ご紹介させていただいたと思うんですけれども、そこにはですね、施策を横断する重点的な取り組みといたしまして、北九州市は村づくり活動の活性化というのを掲げておりました。

これは村づくり活動の活性化というのが、地域計画の策定よりも高い優先度で行うということで、実質的には地域計画を策定しないというスタンスで、市は来ておりま

した。

ところがですね、去年の9月末に、中山間地域等直接支払制度というのを、この小竹地区で取り組んでおりました、この第6期対策として、令和7年度から11年度の対策が行われるのですが、この交付金の交付要件の見直しが行われまして、対象農地というのが、地域計画区域内の農用地というふうになりました。

併せて、10月末の説明会で、交付金の申請予定につきましては、交付申請時に、地域計画の策定が完了していることとされましたので、令和6年度中に計画の策定・報告を完了するという必要に迫られておりました。

それにつきまして、10月15日に、外小竹地区の役員と対応を協議いたしまして、地域計画を策定するメリット・デメリット等を説明し、集落として地域計画を策定することを決定いたしました。

それを受け、基本的な方針といたしまして、地域計画の内容は当該地域において、令和2年度に、この中山間の制度で作成した集落戦略を基本にして策定しようということ。

それから区域の設定は、現在の交付金対象農地、集落協定の範囲に絞るということ。それから目標地図の記載内容については、集落協定の範囲・参加者として、10年後も現在と同様としようということ。

それから協議の方は2回程度開催いたしまして、令和7年3月末までに公告完了を目指しますということを決めました。

それを受けまして、本市としては、この中山間地域等の直接支払制度における外小竹地域の集落協定範囲、これが農業経営基盤強化促進法基本要綱第11-2(1)に定める、一体として地域農業の健全な発展を図ることが適切な範囲であると判断したため、この区域を協議の場として設定しております。

また、当該区域には、話し合いの土台として、この中山間事業の集落協定があること。

それから、協定の現役員である地域の担い手が確保されていること。

協定において集落戦略が策定されており、地域農業の方向性が示されていることなどから、市の方から計画案を提示し、参加者の意見を取りまとめる対話型説明会を実施することといたしました。

昨年11月26日に、集落拠点参加者、香山最適化推進委員、農業委員会の荒木西部地区担当係長を参集いたしまして、第1回の協議の場を開催いたしました。

この場においては、白地図及び集落戦略をもとに目標地図の検討を行っております。

なお、基盤強化促進法20条1項に定める、農業委員会が作成する目標地図の素案につきましては、農業委員会サポートシステムが不調と聞いておりますため、農政事務所の方で作成しております。

その後、今年1月8日に、第2回の協議の場を開催し、事前に配布しました計画案に対して意見を集約、若干の修正をして、全員の同意を得まして、地域計画の本文、目標地図の作成を行っております。

それが、皆様のお手元にお配りしている地域計画の案ということになっております。

それでは、地域計画の中身の方の説明になりますが、2枚めくっていただきまして、まず、地域計画の地域名は外小竹集落で、集落としては、小竹中、小竹上・下となっております。

この地域名の欄は、農業センサスの農業集落名の記載ということになっておりますので、実際の図面の集落名とちょっと変わっておりますけれども、そういう内容を示しております。

それから、1の地域における農業の(2)の現状というところでは中山間地域直接支払制度を活用するということが書かれております。(3)の将来のあり方のところにつきましては、交付金を活用して持続的農業生産活動に取り組むといった内容が書かれております。

それから、2の農用地の効率的かつ総合的な利用という点に関しましては、地域内の担い手への集約を基本としているということ。

それから、次のページになりますが、目標を達成するためにとるべき必要な措置といたしましては、最適化推進委員と調整しながら、機構を通じて集積・集約を図っていく、ということを書いております。

それから、最後の目標地図に関してなんですが、この目標地図と前ページの下の地域内の農業を担う者一覧の番号を見比べていただきたいんですけども農業を担う者の番号1番から21番。それと目標地図の番号が一致しております。それを確認していただければいいんですけども、その農業を担う者の1番、3番、11番の方に、8番、17番から21番の農家の農地を集積集約していくというような目標地図の計画になっております。

私の方からは、以上でございます。

部会長

ただいまの説明について、何かご意見がございますか。

部会長

ちょっと聞きたいんだけど、これ、小竹だけの、地域を限定した地域計画ですよ、それ以外の農用地の地域計画を、市がどう考えているか。今後、補助事業と地域計画がいろいろ関係してくる農用地が結構あると思うよね、それに対して地域計画を、今後どういうふうに考えているか。

農林課企画・生産振興係長

農林課の増谷と申します。

先ほど田中係長からの説明の冒頭にありましたが、市の方で村づくり活動という活動を進めております。

これについては、こういった地域計画のような農地の将来の担い手をどうやっていくかという話し合いであったり、その地域内での仲介とか、あとは耕作放棄地をどうするかといった、雑多な幅広いことを題材にする、ということをやっています。地域計画の策定にあたっては、やはり農地の所有者の方、担い手の方の皆さんの、その地域をどうするか、という話し合いがまずベースにあると思っております。

まず、市がこのエリアをこう残していくというよりは、まず先にその地域の方で、この農地を何とか残してかなきゃいけないというような形で、農家の方から声を上げていただきたい、というのが市として思っていることでございます。

そこで、その地域の方からこの農地を残していきたいという声があれば、その村づくり活動の中で、農政事務所の方がその話し合いのお手伝いをするというような立て

付けにしております。

地域計画策定は重要と認識をしておりますが、まずはその地域での話し合い、地域でその農業をどう残していくか、という話し合いを進めていくことが優先事項というふうに認識しています。

以上です。

部会長

地域計画の関係で、ちょっと話をしたいと思います。

ここに、若松と八幡の北九州市農地利用計画があるんだけど

それと、ここに弘川地区の地図があるんだけど、今の現状がどうなっているか、

5年後どうなるか、10年後どうなるか、そういうはっきりした地域計画が欲しい。

真剣な国の問題として、農家や農地が減少する中で、5年後、10年後はどうなってしまいか。

図面を作成して、それで5年後にどうなるか、10年後にどうなるか、それで辞めたところは全部地図上に残すとかね。

なぜ言いたいかという、今後は農業者がいなくなる中で、どういうふうに農業以外の人たちを参入させるか。

一般の人とか、企業の人に協力してもらわなきゃいけないけど、その時に、5年後10年後に農地がどれだけ減るかということが図面ではっきりわかれば参入しやすいよね。

今は、毎回毎回集まってあそこが空いてる、ここが空いてるじゃ意味がないのですよ。

今の農業委員・推進委員の皆さんがいる間に、一応、地域計画は25年の3月までに作成するようになってるけど、これを過ぎてね、国は、地域計画づくり、基盤づくりをしてくれと言っているので、自分たちも各地域に対して、こういう図面なら簡単にできるのでね、各地区の農業委員・推進委員が、5年後、10年後の聞き取り調査、現状の聞き取り調査、これは皆さんやってもらいたい。

これを、次の農業委員、推進委員に引継ぎする時にね。これは農政事務所と協力してもらって作らなきゃと思うけど。

それから、アンケート調査。5年後10年後に農業を継続できるかできないか、そういうアンケートを取ってね、次期の農業推進予算に引き継ぐためにね、見える化を推進していかないと、と思うよ。

それが今までなかったから、現場で聞き取りしながらやっていたけど、今後はタブレットか何かを見ながら、ここは担い手がいなくなるとか、簡単に確認できるようになる。次期委員にも割と簡単に引継ぎできるようになる。そういう形を考えております。

要するに、現状の農地の調査、担い手のいないところは全部白地、それで何年後に集約できるという形で、それともう一つは、農業辞めた人たちが、図面を見ながら、ここは誰が作るかという話がしやすい。皆さんには迷惑が掛かりますが、農業委員会としても進めていきたい。

ただ、この素案は、本当は農林課が責任持って作成せんといかん、農業委員会がするものじゃないんです。